

ねん きん せい かつ しゃ し えん きゅう ふ きん

年金生活者支援給付金は、3種類。

以下の支給要件を満たしている方が対象です。また、受け取るには請求手続きが必要です。

1

老齢基礎年金を受給されている方へ 老齢年金生活者支援給付金

支給要件

- 65歳以上で老齢基礎年金^{※1}を受けている。
- 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- 前年の公的年金等の収入金額^{※2}とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が878,900円以下である。

※1 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※2 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。



給付額

月額5,140円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります。^{※1}

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝5,140円×保険料納付済期間^{※2}／480月

② 保険料免除期間に基づく額（月額）＝11,041円^{※3}×保険料免除期間^{※2}／480月

※1 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が778,900円を超え878,900円以下の方には、①に一定割合を乗じた補足的な老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

※2 給付額の算出のもととなる保険料納付済期間等は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。

※3 保険料免除期間に集まる金額は、毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間については11,041円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6、保険料1/4免除期間については5,520円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。昭和31年4月1日以前生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間については11,008円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6、保険料1/4免除期間については5,504円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。

2

障害基礎年金を受給されている方へ 障害年金生活者支援給付金

支給要件

- 障害基礎年金^{※1}を受けている。
- 前年の所得^{※2}が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円^{※3}」以下である。

※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。※2 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。※3 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額

障害等級2級の方：月額 5,140円 障害等級1級の方：月額 6,425円



3

遺族基礎年金を受給されている方へ 遺族年金生活者支援給付金

支給要件

- 遺族基礎年金を受けている。
- 前年の所得^{※1}が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円^{※2}」以下である。

※1 遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額

月額 5,140円 ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,140円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。



※所得の基準額等は、令和5年10月時点の金額です。

ご請求でお困りになったときには、お電話またはお近くの年金事務所へ。

給付金専用
ダイヤル

(ナビダイヤル) **0570-05-4092**

050から始まる電話でおかけになる場合は東京03-5539-2216

年金給付金 検索

〈受付時間〉月曜日 午前8:30～午後7:00 | 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 | 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

①日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください。



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare